㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が80m以上の工事。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）及び２）は、第３号２(1)(f)１）及び２）に同じ。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）は、第３号２(1)(g)１）に同じ。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㈠、㈡、㈢は、第３号２(1)(g)２）㈠、㈡、㈢に同じ。

㈣　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が80m以上の工事。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)から(m)までは、第３号２(1)(h)から(m)までに同じ。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

(a)は、第１号２(5)(a)に同じ。

(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㈠、㈡、㈢は、第３号２(2)(b)㈠、㈡、㈢に同じ。

㈣　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）及び２）は、第３号２(2)(b)１）及び２）に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）は、第３号２(2)(c)１）に同じ。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること。

㈠、㈢は、第３号２(2)(c)２）㈠、㈢に同じ。

㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(d)及び(e)は、第３号２(2)(d)及び(e)に同じ。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㈠　鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

㈡　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果

(b)及び(c)は、第１号３(1)(b)及び(c)に同じ。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)は、第１号３(2)(b)に同じ。

(3)及び(4)は、第１号３(3)及び(4)に同じ。

４　入札手続等

(1)から(4)までは、第３号４(1)から(4)までに同じ。

(5)　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a)から(c)までは、第１号４(5)(a)から(c)までに同じ。

(d)　開札は、平成25年７月22日午後３時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５は、第３号５に同じ。

６　Summary

(1), (2), (4), (5), (6) the same with notice above (No. 3)

(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure and Substructure of Kitabessyo elevated bridge in Kihokunisi Road

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年３月29日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　遠藤　元一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

１　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　東京外環自動車道　三郷ジャンクションＧ´ランプ橋（鋼上部工）工事

(3)　工事場所　自）埼玉県三郷市天神

至）埼玉県三郷市上口

(4)　工事内容　本工事は、東京外環自動車道三郷ジャンクションにＧ´ランプの建設に伴う、Ｇ´ランプ橋の上部工工事である。

(5)　工事概算数量　Ｇ´ランプ橋　橋長1,611m、鋼重　2,900ｔ　鋼製橋脚　14基

(6)　工期　契約保証取得の日の翌日から1,260日間

２　競争参加資格

(1)　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。